

原議保存期間10年
(平成25年12月31日まで保存)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長

警察庁丁生企発第50号、丁生環発第16号、丁銃発第58号
平成15年2月21日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁生活安全局生活環境課長
警察庁生活安全局銃器対策課長

市町村合併等による住所等の表示の変更に伴う許可証等の書換え等について
市町村合併等行政側の事由により住所等の表示が変更された場合における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規制法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）及び警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく許可証等の書換え等についての運用は、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようになされたい。

記

1 法令の定め

風適法、古物営業法、質屋営業法、炉規制法、銃刀法及び警備業法（以下「風適法等」という。）に基づく許可証等の記載事項に変更があった場合には、次のとおり、変更の届出及びその書換えが義務付けられており、それぞれの書換え事務については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）で定める金額を標準として、条例で定めるところにより手数料を徴収することとされている。

(1) 風適法

- ア 風俗営業に係る変更の届出義務：風適法第9条第3項
- イ 風俗営業の許可証の書換え義務：風適法第9条第4項

(2) 古物営業法

- ア 古物営業に係る変更の届出義務：古物営業法第7条第1項、第2項
- イ 古物営業の許可証の書換え義務：古物営業法第7条第4項

(3) 質屋営業法

- ア 質屋営業の営業内容の変更：質屋営業法第4条第1項、第2項
- イ 質屋営業の許可証の書換え義務：質屋営業法第8条第2項

(4) 炉規制法

- ア 運搬証明書の記載事項の変更の届出義務：炉規制法第59条の2第9項（同

法第66条第2項において準用する場合を含む。)

イ 運搬証明書の書換え義務：炉規制法第59条の2第9項（同法第66条第2項において準用する場合を含む。)

(5) 銃刀法

ア 銃砲又は刀剣類の所持許可証の記載事項の変更の届出義務：銃刀法第7条第2項

イ 銃砲又は刀剣類の所持許可証の書換え義務：銃刀法第7条第2項

(6) 警備業法

ア 警備業に係る変更の届出義務：警備業法第6条第1項

イ 警備業の認定証の書換え義務：警備業法第6条第3項

ウ 警備員指導教育責任者資格者証の書換え義務：警備業法第11条の3第4項

エ 機械警備業務管理者資格者証の書換え義務：警備業法第11条の6第3項において準用する同法第11条の3第4項

2 市町村合併等により住所等の表示が変更された場合における許可証等の書換え等

(1) 変更の届出義務

行政側の事由により住所等の表示が形式的に変更されたものであり、許可等を受けた者（以下「事業者等」という。）の住所等が実質的に変更されたものではないため、風適法等の規定による変更の届出義務は生じない。ただし、事業者等が自主的に変更届を提出してきた場合にこれを受けることは差し支えない。

(2) 許可証等の書換え義務

上記(1)と同様の理由により、風適法等の規定による書換え義務は生じない。しかし、事業者等から書換えの申請がなされた場合に書換えを行うことは、差し支えない。

なお、許可証等に記載される住所等の表示は、変更後の新しいものであることが望ましいことから、住所等の表示の変更後に事業者等が各種申請、届出等を行う機会に、許可証等の書換えの申請に応じ書換えが行われる旨を教示するものとする（その際、手数料を徴収することとなる場合には、その旨も併せて教示すること。下記(3)参照。)

(3) 許可証等の書換えを行う場合の手数料の徴収

上記(2)において、事業者等からの申請に基づいて行う書換え事務も、通常の手続きと同様、都道府県公安委員会が特定の者のために行う事務であることから、本来、その者から手数料を徴収することとなると考えられるが、書換え義務が生じないなど特別の事情も認められるため、各都道府県において、手数料を徴収しないことも可能であり、各都道府県がこれらの事務について手数料条例に基づき手数料を徴収するか否かは、当該都道府県の条例等に基づき当該都道府県が判断すべきものである。

なお、行政側の事由により住所等の表示が形式的に変更される場合において、許可証等の書換えを行うときの手数料の取扱いについては、各都道府県の他の執

行機関の取扱いと整合を図ること。

(4) 風俗営業の営業所の所在地に変更があった場合の措置

風俗営業の許可については、風適法上、営業所の所在地の変更は想定されておらず、制度上も変更の届出は設けられていないところである。

しかし、行政側の事由により風俗営業の営業所の所在地の表示が形式的に変更され、風俗営業者がその許可証の書換えを求めたときは、これに応じても差し支えないが、その場合の書換え事務について各都道府県の手数料条例に特段の定めがない限り、手数料を徴収することはできないので、併せて留意されたい。